

令和5年度税制改正要望事項

一般社団法人 沖縄県法人会連合会
会長 上 間 優

令和4年6月2日開催の本会第46回理事会にて、県内6法人会の税制改正要望事項を取りまとめた、令和5年度税制改正に関する要望事項を以下の通り、上部団体の公益財団法人全国法人会総連合へ進達いたしました。

《基本的課題》

1. 税・財政改革

(1) コロナ禍と財政政策

国債発行による財政支援で2021年度末には国債発行残高が1,000兆円をこえる見込みで、さらに将来世代に対する負担増となる。一方、日銀資金循環統計(2021年12月)によると、金融資産約8,000兆円(内訳は個人金融資産が2000兆円、企業金融資産1306兆円、その他政府、金融機関等)となっている。この金融資産でも上位2割の世帯で約6割の金融資産を保有しており格差が大きい。この点、財政の中心となる税制についても現役世代と将来世代の世代間格差、及び上位世帯と中小世帯との世帯間格差を十分に考慮した税制を基礎として世代間の財産移転による資産の有効活用による税収体系にするべきである。そのためには税収の基礎となる人口減少へ対処すべく、少子高齢化への対応策としての出生率向上策の更なる強化をすべきである。さらに財政健全化の指標としてのプライマリーバランスの意義を再認識すべきである。

(2) 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付と財源の在り方

持続可能な社会保障制度の設計図が描かれた上に、財源としての税の種類や規模が論じられるべきである。殊、財源としての消費税についていえば政府において消費税をそれが社会保障目的税と位置付け国民の担税能力から試算して段階的な増税案を示しても社会保障の大きな見通しがないと国民の理解を得られにくい状況にある。

尚、年金、医療、弱者救済等の多岐に亘る社会保障制度の改善内容とタイムスケジュールを短期、中期・長期目標に分けてシミュレーション化し、財源の確保方法を同様に対比させるなど、わかりやすく“一体改革・関連法案”の説明が必要である。

財源に対応する社会保障給付は少子高齢化の影響により年々増加を続け、保険料収入の伸びに給付支出が追い付かない状況が恒常化している。この点、給付の見直しが継続的に見直しされている所であり、保険料収入については料率の段階的引き上げを基本としているが保険料徴収の計算基礎も様々な指標につき検討すべきである。

特に社会保障給付として、生活保護の給付水準の見直しと不正受給防止システムの強化、社会保障制度における各種保険の公平性及び充実の確保と統一に向けた研究が必要である。

(3) 行政改革の徹底

行政改革と財政改革は一体として推進することが重要である。

①行政機構の改善

I T技術を駆使し、行政手続き等の徹底した効率化を推進する。この中で広域行政による事業及び事務の効率化や民間を活用した業務委託を更に促進する。また公務員制度の改革はとして定員（人口比率等）、予算規模の適正化を推進し、定数縮減、次に給与等の見直しを国民や住民の民間水準と比較し納得いく水準にすべきである。

②行政サービスの見直し

行政サービスは地域住民へ直結するものであり、地方自治の基本である団体自治そのものである。一方、過度なサービスは行政コスト増につながり、本当に必要な行政サービスへ資源投下ができない可能性もある。従って、地域住民、その一員である法人会(会員)も行政、地方議会等へ行政サービスの在り方に直接、間接的に関与していくことが必要である。その為にサービスに係る手続きの効率化を行うために、組織、サービス提供の柔軟性を検討し、組織の硬直化を避ける必要がある。

③市民による議会への関心と監視

行政の効率化を検証するには住民による監視が重要であり、住民に代わり付託を受けた議員（議会）の活性化は行政効率化に果たす役割は大きい。一方、議会を構成する議員にも不要不急、不効率な出張など問題視される行動は数多くある。結局、各地域の住民が最終的な監視者として今以上に行動しなければならない状況にある。

また、同時に議員の活動監視を通じ、議員定数の削減、報酬の見直し。徹底した無駄の削減を強く求める見据え行政の効率化を図るべきである。

④地方財政

地方自治体は一部を除き国・中央への財政依存体質である。この財源不足分は交付税交付金で多くをカバーすることとなり、交付税交付金の不足分をさらに国の特例加算や地方の臨時財政特別債で補っている。この様な複雑な財政支援は均一的指標で解消できないためであるが、地方財政の在り方を複雑にしている面もある。交付税交付金の割合を下げ、地方へ税収財源を移譲する割合を向上させ、財政構造を可能な限り簡素化すべきである。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

①インボイス制度の導入延期及び導入停止を含めた再検討

コロナ禍の影響を受け事業者（個人事業、法人）の事業再構築を優先すべく、事務処理の軽減を図ることを最優先にすべき。一方、インボイス制度導入の延期を行う。さらに事業者の事務負担の軽減化の観点から複数税率を廃止し単一税率(10%)に改めるべきである

②インボイス制度の周知支援

令和5年度に導入が予定されるインボイス制度につき、法人会はじめ経済団体の更なる連携強化を図引続き周知活動を行い、各地域の経済団体（法人会、商工会等）から導入に併せた不安事項の意見集約を図り同制度の円滑な運用に寄与するほか、課題などへの取り組みも早急に行う事が望ましいと考える。

特に、登録・申告手続き面において、ふるさと納税のワンステップ特例制度のような簡易な手続により対応することで不安要因の解消に繋がるものとする。

③適格請求書に係る支払者の交付義務

第一次産業の事業者を適格請求書発行事業者とする委託取引につき、適格請求書の交付義務を無条件に免除するのではなく、適格請求書発行事業者の相手方（支払者）の請求による適格請求書発行事業者の適格請求書の発行を可能として、生産物取引の多様性に柔軟に対応すること

（５）消費税構造の抜本的見直し

消費税は取引に対する課税として、揮発油税、酒税と類似の性質を有する。このため当該、揮発油税や酒税に関連する事業者においては一種の二重課税による負担がある。従って中長期的に二重課税の軽減に向けて検討を行うべきである。

殊に ガソリンをはじめ一部日常生活での支出において二重課税と思われる消費税については是正をすべきである。その課税の仕組みを軽油(軽油取引税)等と同様に利用者が納税義務者となる仕組みに変えるなど現状の課税の仕組みを改めることで、ガソリン等に対する消費税の二重課税と言われている内容の是正に繋がるものとする。

（６）マイナンバー制度

マイナンバーカードを活用した行政手続き等の簡素化と効率化を推進

①マイナンバー利用促進へのインセンティブとして税額控除を検討

2. 経済活性化と中小企業対策

（１）中小企業の活性化に資する税制措置

①人材の多様性に即応した雇用機会の創出

人口減少、高齢化率の増加に伴う、経済規模の縮小へ対応すべく、高齢者の継続雇用、障がい者、引きこもり者の社会参加支援、更にはグローバル経済化への対応を一層推進するために外国人材の積極的採用、更には受刑者の社会復帰支援を雇用面で採用企業へのインセンティブを図る。

②副業による就業形態の検討

副業支援制度導入による雇用の流動化につき、副業対象者に係る源泉所得税、社会負担の在り方を検討する。

③働き方改革を税制面で支援

産休、育児、介護休業などによる休職は中小企業には深刻な影響を与える。またこれらの休暇が得られないため退職せざるを得ない状況は労使双方に損失であり、ひいては税収減などにもつながることから、柔軟な勤務体系制度の構築、給与支給などの処遇、条件の改善につき中小企業の人材不足を解消する措置を講じるべき。特に人口減少への対応として、企業型保育員を地方自治体の更なる支援のもと定員数、保育士の十分な確保を支援、人材育成としてのリカレント教育への補助、助成を促す支援策を講じる。

④災害等の非常時における経済活性化

中小企業をめぐる自然的要因、その他社会的に甚大な損失を生じうる管理不能な損失に

備えるため、一定の準備金を（個人事業者を含む）の経営基盤は相対的に脆弱である、一方において中小企業に従事する者は全事業者の約65%を占める（中小企業白書2017年版）。自然災害（疫病も含む）等における経済の低迷に対し所得向上の他に、消費活性化となる税制上の支援措置を講じ経済活動の活性化を推進すべきである。

⑤事業承継税制に係る事務手続きの簡素化

法人、個人事業者に対する事業承継税制は一定の整備が図られ、運用段階に入っているところである。ただ、適用要件も一部簡素化、柔軟化しているが、事務手続は事業者にとっては難しい面もある。従って、現行の事業承継税制の事務手続を検証し、有効利用していくような改善策を講じるべきである。

（2）中小企業者の経営支援

①新型コロナウイルスへの対応

新型コロナウイルスによる経営への悪影響に対する継続的な金融や税制の支援として、下記の項目も含め包括的支援策を検討すべきである。

②アフターコロナの継続的な支援

コロナ禍における窮境となった資金繰りについては、継続的な金融支援とアフターコロナにおける事業者の積極的投資等の諸活動を税制面で支援する対策を講じる。

③コロナ禍の影響による事業再生支援

コロナ禍による事業継続が困難になる事業者に関して、事業再生、閉鎖の事務処理を迅速化できる様な制度設計を行う。併せて事業再構築を含む事業再生支援に係る融資制度の拡充や税制上の優遇措置を検討すべきである。

（3）地域特性を踏まえた経済環境の整備について

①産業構造改善のための基本方針

今、まさにコロナ禍という現象による原料、物流コストの増大、欧州ウクライナの政治・外交的課題、過去からの課題であるTPPなど地域経済圏の問題から過去の国内全般及び各地方毎の経済上の問題点を検証し、将来を中長期に分けて、各地域の有利性、不利性から産業構造を見直し、将来の各地域における事業者の活性化の方針を定めることが必要。特にボーダレス経済により各市場（財、サービス、金融、労働）が当然となった現状を踏まえ、我が国も東アジア、東南アジア、オセアニアをより重点的に圏内に入れた経済の拠点化を図るべき。

②地域特性の応じた事業及び社会支援策

島嶼、都市部からの遠隔地、山岳、海浜地域など各地域の特性に応じた施策を講じるべき。例えば離島地域は、割高な輸送コストや高校教育に係る経費、北部地域を含む医療環境等、大きなハンディキャップを背負っている。従った市場地、人口集積地域間との格差の是正、過疎化対策、雇用拡大の面から、新たな助成又は離島特別控除を創設し、税負担の軽減を求める。

③税制上の優遇措置

上記までの産業構造見直し、地域特性に応じた支援策を税制により支援し、外資を含む

資本、企業の誘致による地域活性化を検討すべき。地場産業の継承、育成の観点から酒税の問題、食品衛生加工の規制など地場産業の育成拡充を阻害する事項は速やかに改善すべきである。また、近年言われる第六次産業の育成モデルを沖縄でこそ実施、展開すべきである。なお我が国の経済的安全保障の観点から、経済の元となる食料自給率向上の観点から農林水産業の振興が図れるよう税制面においても配慮すること。

3 地方のあり方

(1) 地方創生

①地方衰退の要因

地方衰退の要因は複合的な要素があるため、一概には言えない部分があるが、根本的には人口減少、高齢化が挙げられる。特に税収、社会保険料を負担する生産年齢人口が大都市圏へ流出することで各地方での財源は減少する一方、社会保障給付を始めとする行政サービスに関する支出は増加する傾向にあるため、大都市圏と地方での財政格差が生じることになり、これが益々、地方から大都市圏への人口流出の誘因となる悪循環となる。

②人口減少への対処

地方衰退の主因として、大都市圏への人口流出と同等に出生率が減少していくことがある。この為には地域で子育てを支援する仕組みを、各自治体、あるいは広域自治体により構築すべきである。ただ成熟社会においては人口減少を止める政策のみではなく、人口減少を所与と想定した上で、各地方での人口維持を図る政策検討も必要になる。

③地方（地域）の特性を活かした税制措置

各地方、地域が自ら主体的に地方創生に取り組むための施策を検討する、そのためにはふるさと納税の普及・充実を図るとともに現行の経済活性化（人口流出、特に若年層の流出阻止や交通、通信インフラの充実）、生活環境改善（医療、行政サービスの集約的再編）に企業、個人事業者誘致を図る。

④事業者支援機構の推進

今般のコロナ禍へ備えとして、事業の分野を問わず、多様な事業者（個人、中小法人）からなるプラットフォームを形成し、資金支援、人材適正確保を図るファンド、共同的組織の創設を行う。運営に当たり事業の公益性の観点から各地域の地方公共団体の参画を図る。また地域の特質を生かした税制と資金支援機構等の導入の推進を国が後押しする。

⑤地方拠点強化税制の簡便化

地方活性化、東京一極集中、災害対策等の観点から地方拠点強化税制の浸透を図る。ただし「名ばかり地方企業」とならないように、地元（地方）の雇用要件を厳格化する一方、設備要件等、地方移転を促進するよう制度の見直しを行う。

⑥地方発企業の進出促進税制

地方から東京等三大都市圏以外への進出を行う企業を各地方で認定し、同支援企業の地域外進出に係る投資を支援する。

⑦IT人材、エンジニアなど特定の専門家の育成を積極的に推進し、地方の人材の高度化を図り、地方活性化、地方財政への寄与を推進する。

(2) 道州制導入の検討

上記のような各地方、地域における独自の政策に裁量を容認するには、各地方に権限が必要であり、その意味において地方分権改革は道半ばである。ただ、当面は中央政府として、財政基盤が弱い各地方につき、許容された権限に伴う財政的意思決定を行うことにより地方分権、最終的には財政自立をも含んだ道州制を目指し、地方自治の本旨である住民自治、団体自治をより一層目指していくべきである。

(3) デジタル社会化への対応

①人口減少による業種を問わず、中長期的には人材確保が厳しい状況にあり社会のデジタル化は、事業者（法人、個人事業者）向けのDX投資税制などで先行的に実施されているところである。デジタルの「社会化」を一層推進するために事業者以外の国民に対する施策を検討すべきである。

②行政手続きによるICT化の推進

国民の利便性、行政の効率化を図る観点から行政手続きのICT導入を推進し、国民と行政間の手続きを原則DX化し、行政手続きの無人化を推進する。

《税目別》

1. 法人税関係

①法人税率の引き下げ

法人実効税率は、平成 28 年度税制改正で「20%台」を実現したが、アジア主要国の税率格差は依然として大きい。国際競争力を高める上からもさらなる引き下げを求める。

②中小企業軽減税率の適用所得金額の引き上げ

軽減税率の適用所得金額については、昭和 56 年以来据え置かれている現行 800 万円を 1,600 万円に引き上げる。

③税務上の欠損金の繰越制限を廃止

イ 法人経営上の損失（欠損）は、事業上は不可避であり過年度の損失も当年度の利益も事業継続を行う主体からは過去の欠損金の時効消滅は理解が得られにくい。

ロ ただ財政担保の観点から法人の支配権が他の株主に移転した場合等の一定の例外事項に該当するケースでは、現行の時効期間を適用する。

④課税ベースの縮小

退職給付引当金、賞与引当金等、役員賞与など会計理論上、経費性が認められる項目も税務上の損金処理を容認すること。

イ 会計上のルールに基づく決算書（財務諸表）と税務上における税務申告書はそれぞれの違う目的であるものの、法人の業績を基礎とすることから、法人経営における意思決定を統一化する観点から決算書と税務申告書上の相違事項を可能な限り排除することが重要である。例えば役員給与の本質は職務執行の対価であるから、原則損金算入できるよう見直すよう役員給与の損金算入を拡充すべき。

⑤交際費の損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

イ 交際費の損金算入不算入の制度趣旨は企業における冗費抑制とあるが、そもそも冗費か否かは個々の企業の判断によるべきで制度趣旨としては不適切。

ロ 交際費が例えば同族会社における私的流用の蓋然性で注視すべきであれば、税務調査、指導等で確認を行うことが可能である。

⑥寄付金損金算入制限の廃止

現行における損金不算入の制度を廃止する。

イ 交際費同様、企業の意思決定の裁量性を支出時点で制限することは適切でない。

ロ 逆に国が認定した公益性の高い法人への支出については支出額に割増分の損金算入を

認める（支出額の1.2倍、2倍等）。

⑦事業支援再生に係る損金算入

当該法人の事業継続に重要な取引先等の支援のため債務保証を行った場合に一定の計算方法により算定した引当金を損金算入する。

イ 事業に係る取引関係も事業価値を構成することから相手方企業の支援、廃業防止は、法人の事業価値を維持することになる。

⑧事業再生で債務免除をうけた法人の債務免除益課税の廃止又は繰延

債務免除を受けた債務につき債務免除益となった金額につき、課税対象としないか、課税を繰り延べる。

イ 事業の好不調は事業継続の上では必須事象であり、そもそも担税力のない債務免除益に課税することは適切ではない。

ロ 担税力はないが計算上の経済的利益を受けているとしても一時の課税は再生そのものに影響を与えるため、一定期間繰延を行うことで財政基盤が比較的脆弱な中小企業支援に繋がる。

⑨要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

障がい者の社会参加、引きこもり者の社会復帰に対し、受刑者の社会復帰支援等、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用する。

また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面、含めない。

⑩外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

（理由）国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住及び職業訓練）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

⑪所得拡大税制の充実

社会保険加入の公正性の観点から事業形態（個人・法人）に関わらず、社会保険加入を厳格化する一方、所得拡大税制において支給給与のみでなく、事業主負担の社会保険料も計算対象に組み入れ、年々、増加する社会保険負担の影響を軽減すべき。

⑫従業員に対する経済的利益（フリンジベネフィット）の拡充

中小事業者の従業員に対する雇用定着による就業の安定、または経済低迷時における経済活性化を中小事業者の立場から推進するためにも、従業員に対する福利厚生施策（社員旅行、食費補助等）につき、現行の諸基準を緩和し、給与引き上げが難しい事業者においても給与以外での経済的利益の供与につき、損金算入の範囲を拡大すべき。

⑬災害損失引当金の損金算入

（理由）経営管理の範囲を超える自然災害につき、不意に多額の損失を被ることを回避す

るため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金収受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

⑭地方拠点強化税制の拡充

地方へ人員、設備等の移転を促進する企業に対し、本店移転を義務付けるとともに、雇用促進税制の充実を図る。特に地方（地元）住民の新規雇用にかかる雇用促進税制につき税制上の優遇措置を拡充する。

⑮租税特別措置法の整理・合理化

交際費課税に代表される租税特別措置法は、本来社会経済的要請に基づく臨時的あるいは一時的な税制であり、その役割が終わったものは速やかに廃止すべきものである。

2. 個人所得税関係

①要支援就労者への雇用促進投資に係る割増損金と投資税額控除

障がい者、引きこもり者、受刑者の社会復帰支援等に対し、該当者に支払う賃金、特別の研修、手当等に対しその離職・未就業期間に応じて、支出額に対する一定割合を割増損金とするか、一定割合を税額控除する方式を採用する。

また上記該当者は、現行の勤労環境にある就業者との賃金格差が想定されることから、現行の所得拡大税制の範囲には上記該当者は当面含めない。

②外国人雇用に伴う割増損金算入と投資税額控除

国内の人材不足、働き方改革で実質的な就業時間は減少する傾向にあり、これを補うため外国人雇用者を増加することは必須ともいえる。また労働者である外国人にとっては不慣れ、厳しい労働条件下にあることも想定され、使用者である中小企業に外国人給与、雇用に係る諸経費（衣食住）に係る支出につき支出額に対する一定割合を割増損金とするか、支出額の一定額を控除する等の支援措置を制定する意義がある。

③災害損失引当金の損金算入

経営管理の範囲を超える自然災害につき、不意に多額の損失を被ることを回避するため企業は損害保険料の損金経理を行うが、保険金収受までには多くの時間を要したり、査定により満額の保険を得られないことも多い。その為、企業が保有する金銭債権以外の資産につき、一定割合の引当金を容認する。

④土地建物の譲渡に伴う譲渡損失と総合所得との損益通算を認める

土地建物の譲渡益はその臨時性、金額が高額になること等を考慮し分離課税とされている面もあるため、譲渡損失の場合には本来通り他の所得と合算すべき。

⑤不動産取得における土地取得に係る負債利子の損金不算入を廃止する。

⑥土地の譲渡所得の単一税率化

短期譲渡所得がバブル期における転売行為（土地転がし）を抑制するために設けられた短期譲渡の重課制度投機的取引等の過度な取引を是正する政策的意図があるが、現状の経済状況に鑑み短期譲渡所得短期譲渡所得の判定基礎となる所有期間を5年超から3年超に短縮することにより不動産の流通促進をはかる。更に税制の簡素化という側面から現行の土

地譲渡にかかる段階課税を撤廃し、保有期間を問わず一律課税（20%）とし、現状の国、地方の取り上げ方の配分も同等もしくは地方配分を高めることで地方財源の一役をこれまで以上に担うことが望ましい。

⑦金融資産の配当課税の選択制

同族株主への配当も含む非上場会社を実施する剰余金配当は分離課税と総合課税の選択とする。非上場会社からの配当、特に同族会社が行う配当と上場会社が行う配当を区別することは合理的でない。

⑧金融資産の譲渡損失の損益通算

上場、非上場及び株式、公社債、投資信託を問わず損益通算を認めること。金融資産への複雑な税制を簡素化することでより多くの投資を誘引し金融市場の活性化を図らしめる。

⑨居住用財産の譲渡損失の損益通算、繰越控除の要件から住宅借入金等の残高要件を撤廃する。住宅ローン残高は実態上の金額、譲渡損失は会計上の計算差額であり実質的に異なる概念であり、双方を損失の上限規定とすることは、納税者には理解しがたい。

⑩居住用財産を譲渡した場合の特別控除額3千万円を6千万円に引き上げること。

⑪特定居住用財産の譲渡に伴う買換え特例において譲渡資産の保有期間を5年超に短縮する。特定居住用財産の譲渡に際し譲渡損失が生じた場合の特例は、5年超の保有が要件となっており、こちらと平仄を合わせることが納税者の意思決定に資する。

⑫変動所得を適用する業種の拡大

現在、対象となる業種が限定（漁業、原稿執筆、著作活動）されているが、生命保険、不動産売買の代理、仲介業、等の所得の変動性が認められる業種についても変動所得適用の対象とする。業績(所得)の変動が大きい業種について、同制度の選択の余地を認め、税負担の硬直性を是正することが有用。

⑬準確定申告の申告期限を、相続発生日の翌年度の3月15日、相続税の申告期限のいずれか遅い日まで容認する。相続に係る被相続人の申告義務につき、相続税の申告期限とも平仄を合わせることが納税者の理解に資する。

⑭各種控除制度の見直し

所得税課税の基礎として、課税最低限度額は見直し広く国民全体で負担していくようにすべきである。その為に課税所得の調製を行う各種控除制度は整理した上で合理的なものに見直すべきである。

現在の少子化問題解消の一つとして、現状の児童手当(旧こども手当)を見直した上で、過去の所得税申告等で取り上げられていた15才以下の子供に対する扶養控除(年少扶養控除廃止)の復活及び同控除額の引上げほか、教育資金に係る借入に対する税額控除の導入など子育て支援につながる税制上の制度を制定する。更に、国境、辺境地に接する地域やその地域特有の環境に鑑み、交通運賃の低減、生活扶助（出産・教育・介護等）に掛かる費用負担の低減に繋がる税制を各種控除に織り込み人口集中化、偏在化を防ぐ措置も検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

①相続を起因とする諸経費(相続税の税務申告報酬等)につき債務控除の対象とする(申告期限には未払であっても、契約書等で債務発生が確認できることを条件)これは相続後であっても相続を起因とする経費は発生するため。

②直系卑属の2割加算を廃止する

イ 直系卑属は相続人より資力が少ない事が思料され、同額の相続税負担の場合では相続人との比較において税負担が加重になる。

ロ 相続時精算課税の改正により一部の直系卑属への適用も可能となったため、同制度と平仄を併せる。

③非上場株式の評価につき、純資産額の計算につき、対象となる法人の規模、資産構成割合に応じて簿価純資産による場合と時価純資産による場合とで選択制とする

イ 非上場株式は流通を目的とすることが稀有であり、また売買流通させることが相対的に困難である。

ロ 時価による評価替えによる差損益は担税力には直接的には関連しない。

ハ 時価純資産の算定は、納税者にとって労力を要する。

④種類株式の評価方法を検討

種類株式は、普通株式と権利態様も異なることから、同株式の性質も踏まえ、種類株式の発行状況、権利行使態様の事例を今後、蓄積していくことが望まれる。

⑤贈与税の各種控除の見直し

財産の有効活用の観点から更なる生前贈与を促す意味合いで、贈与税の暦年課税時における基礎控除を現在の年間110万円から、更に引き上げること。併せて相続時精算課税制度の特別控除額を現行2,500万円から5,000万円に引き上げる。

⑥相続時精算課税の修正により評価額が増加した場合に特別控除額も比例変動させる法人税の税額控除と同様に、当初の特別控除額も修正などの際に比例変動し増減させることが納税者の制度適用に資する。

⑦相続税の一部地方税化

被相続人は特定の地域、あるいは複数の地域を生活の本拠としている。この為、被相続人の生前の居住地に応じて相続税を配分する。

⑧事業継承推進の為の税制の優遇。

上記の暦年贈与、相続時精算課税の拡充と平仄を併せる意味で現行の事業承継税制も更なる利便性の向上を図る様に事務手続の簡便化を検討すべきである。

4. 地方税関係

①固定資産税の抜本的見直し

イ 資産の範囲

事業者が保有している事業用償却資産と、非事業用資産目的に対する課税対象につき区分して行う事。

ロ 評価方法、方式の見直し

固定資産税は、都市計画税と合わせて実態に即した評価方法（固定資産税の使用状況を踏まえ家屋の評価は、経過年数を十分に考慮）及び課税方式を抜本的に見直し、更に地価変動（下落など）など社会的情勢を考慮し固定資産税課税標準の評価基準の見直しを検討すべきである。

②償却資産税申告の賦課決定、申告書提出期限を法人の地方税申告期限と合わせる。

イ 納税者にとっては、償却資産税申告と地方税申告を別の時期に行うことになり、煩雑となりやすい。

③少額減価償却資産を申告対象から除く。法人税と同様の解釈、計算とすることが納税者の事務処理の煩雑性の解消に資する。

④家屋の評価方法の見直しを行うこと。家屋の評価は、負担調整率、経年減点補正率による評価に依っているが、実勢時価と乖離し、また評価の下方弾力性がほとんどなく使用状況も考慮されず、不公平で高率の課税となっていることから評価方法の再検討が税負担の公平性、簡索性から必要。

⑤家屋の利用形態に応じた課税区分の再検討。建物については、外形上は居住用であっても他の用途に使用されるケースもあり、居住用、事業転用上の担税力が異なることから、建物の使用実態を検討し課税区分の精緻化を図るべきである。

⑥固定資産税の一括前納（前納報奨制度の適用及）による割引

イ 全期前納付など納税者の積極的負担への動機づけとなる。

ロ 地方公共団体においても早期の税込確保を図ることが可能となる。

⑦相続時精算課税における特定贈与者からの不動産贈与に係る不動産取得税を免除する。相続時精算課税は、実質的に相続と異ならないから相続における不動産取得税の扱いと同様にすべき。

⑧婚姻期間 20 年超の配偶者に対する居住用不動産の贈与につき、不動産取得税を免除する。配偶者への居住用不動産贈与は、配偶者に対する将来の税負担を軽減する効果もあるため、不動産取得税を課すことは配偶者に負担を強いることになる。

⑨不動産取得税の分割納付を容認し、分割納付の期限日を経過しない場合は延滞金を課さない。不動産取得税は、対象が土地、建物等であり高額になる可能性も高い。従って不動産取得税の納付も多額になるケースもあり一括納付が困難な事案に対応する意義がある。

⑩不動産取得税の段階税率の導入

不動産取得税は、一部の例外を除き、均一税率となっているが、投機的取得の制限、中

低所得者の不動産購入の負担軽減を図る立場から、課税標準に応じた段階税率を検討すべき。

⑪事業所税の見直し

現在、人口 30 万人以上の自治体に課税権があるが、将来の人口減少を加味し、人口 30 万人という形式基準を外し、各自治体の裁量により導入選択を可能とできるようにする。また課税標準に従業員給与と床面積に対する税率につき、各自治体の裁量に拠る事ができるような弾力性を図る。

⑫自動車税(重量税)の税負担軽減

地球環境の保護の観点からエコカーの普及促進を図りたいという国の意向を受けて登録から 13 年を超える車両への自動車税、重量税の割増負担については、その実態から察するに事業用車両のみを課税対象とし、自家用車については同対象から除くことが望ましいものとする。乗車する頻度からして環境への影響も大きくないと思われることやその他経済的な理由などから儉約し保有する者に対し、この種の過重な税負担は改めるべきものとする。

⑬揮発油税の軽減

昨今の経済情勢、国際政治情勢を踏まえ、ライフラインの維持につながるエネルギーコスト（ガソリン価格）の高騰による生活・産業経済への影響を減少させるよう揮発油税等（ガソリン税）の軽減措置（継続）を求める。

⑭中小企業への外形標準課税は適用に反対

外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼすことから現行の外形標準課税を拡充しないことを求める。

⑮ゴルフ場利用税の軽減

イ ゴルフは老若男女を問わず幅広い世代に浸透している競技であるが、それぞれの担税力には差があり、国民の予防健康という点から軽減し利用を促進すべき。

ロ 地域における観光促進をはかり地域活性化を図る。

⑯入湯税を観光税へ一本化

各地方、地域の財源確保のために、各地域で推進する施策の受益者負担財源の検討を行う。観光を地方創生推進とする場合に、観光に係る諸々の地域・行政サービスに対し応分負担としての目的税を検討する。この点、上記の施設・区域使用に関する税体系との統合も検討する。

⑰環境税のあり方をカーボンオフセットの観点から再検討

カーボンオフセットの考え方により排出権取引など排出対象事業者への賦課が行われる一方、産廃税は排出事業者が負担する最終処分業者特別徴収方式を採用する自治体が多いが、カーボンオフセットの考え方に倣い排出業者への負担方式を基本的な考えとすべきである。

⑱地方独自の事業者支援

中央政府主導の事業者の労働環境安定化にする諸施策（くるみん、えるぼし）を各地

方、地域でさらに推進すべく、認定事業者に対する、関連施設のあっせん、休業者への賃金一部助成等を検討する。

⑨地方から進出する事業者支援

地方から三大都市圏以外の地方圏へ進出する事業者につき、地方において一定の審査基準による認定した事業者に対し進出にかかり進出先で負担する固定資産税等の補助支援を行う。

5. 消費税

①税率構造について

複数税率の導入については、事業者の事務負担や徴税コストの観点等から問題もあるが、最大の問題は逆進性への対策であり、この点を緩和するためにも早い時期から導入し、広く国民の理解を得ることが必要と考える。ただ今後はインボイス制度の導入等で消費税を巡る事務が複雑化することになる。また消費税が景気へ与える影響を考慮し、今回の新型コロナウイルス関係で落ち込んだ消費、購買意欲を向上させる意味合いから政策的に、一旦、税率を抑えることも検討すべきである。一方で、飲食料品の軽減税率の適否判断が困難であること、事業者の事務負担増加を招いていることなど、様々な問題が生じまた税制の簡素化の観点、及び財政の健全化の観点から将来的に軽減税率制度を廃止し、従来の単一税率制度に戻すべきである。

②課税選択届等を含む関係届出の時期や適用期間など簡略化が必要である

③インボイス制度導入時に発生する費用に対し税制の優遇としてIT補助金導入存在するが、IT補助金だけではカバーできない負担についても、インボイス導入支援を誘引する税制措置を講じること。

6. その他

①コロナ禍の影響に対処する臨時的措置

イ コロナ禍の状況を踏まえ経済的大打撃を受け、経済活動の浮揚を促進するために概ね2～3年程度、現在の消費税率を5%引き下げ、一時停止などを景気対策として実施する。

ロ 法人税、消費税、地方税における予定納税(中間申告)制度の一時停止(時限立法)

②印紙税につき、仮契約の段階でも書類を作成することもあり、その本契約とは異なる場合も生じうる。この様な場合、仮契約書で納付した印紙税を本契約書に係る印紙税貼付で精算する。

③租税教育

納税と福祉の関係性などの社会システム教育について義務教育からの強化、国民全体による自助、共助、公助の取り組み強化の啓蒙を行う。

④東日本震災に対する復旧・復興支援について

イ 財政支援

まず復旧のための財政出動を継続強化すべきである。法律上の措置、公平公正概念等を官庁で議論し中央で管理統制するよりも被災地に最も近いところで検討し実施すれば復旧スピードは早くなる。先ず復旧、次に復興というのが望ましい手順であると思料する。

ロ 税制上の措置

非常時の対応であると認識し、前回の震災を参考とし被災地に対しては現行税制の見直しから始め、早期に事業や生活が普通の状態に復するようすべきである。税の減免はもとより課税期間や手続の簡素化も同時に実施すべきである。